令和８年（フ）第５９２４号
東京都葛飾区亀有４丁目14―１―205
破産者　甘竹　貴之
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３０号
東京都足立区保木間２丁目３―１―111、開始決定時の住所東京都荒川区南千住３―５―４　ビジネスホテル七福
破産者　横山　英明
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３８号
東京都中央区入船３丁目８―９―301
破産者　中井　千尋
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９７０号
東京都江戸川区篠崎町１丁目43―19―203
破産者　宮下　朋美
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９７４号
東京都江戸川区西小岩３丁目35―26―302
破産者　津田　孝一
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００７号
東京都台東区日本堤２丁目35―７―404　メインステージ三ノ輪Ⅲ
破産者　渡邊　紘治
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００９号
東京都台東区台東１丁目４―４―101
破産者　佐々　清隆
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２４号
東京都板橋区徳丸３丁目38―31　星野荘201
破産者　桐原　沙季
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４９号
東京都港区芝浦４丁目13―３―1308
破産者　岩本明こと　李　　明淑
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１１６号
東京都世田谷区用賀４丁目12―13―501
破産者　矢野　恭治
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３５号
兵庫県西宮市山口町上山口784リッツジュン303
破産者　株式会社ＵＧＡ
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第３７８号
佐賀市多布施三丁目２番45号
破産者　有限会社白生堂眼鏡店
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９７号
佐賀市新栄東二丁目４番25―１号
破産者　株式会社寿々照
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第８７号
茨城県下妻市石の宮52番地１　プレジールＡ棟103号室、開始決定時の住所茨城県下妻市下妻乙1012番地２
破産者　倉持　祐二
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第８８号
茨城県守谷市本町3228番地の１　サンクレイドル守谷701、開始決定時の住所茨城県下妻市下妻乙1012番地２
破産者　倉持　栄子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第３２３号
福岡県那珂川市松木１丁目84番地
破産者　福島一成こと　呉　　源盛
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５６８号
福岡市博多区昭南町３丁目１番８―103号　ベルトピア福岡Ⅱ
破産者　木村　健吾
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７３３号
福岡市東区香椎２丁目18番18号　サンハイムＣ棟202号
破産者　石橋さおり
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９１８号
福岡市東区唐原１丁目22番10号　レジデンス森103号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区香椎浜２丁目１番５―502号　市営香椎浜団地
破産者　糸永　律子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９８３号
福岡県糸島市二丈深江二丁目１番27―304号、（開始決定時の住所）福岡県糸島市前原東三丁目８番６号
破産者　松尾　直樹
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部